

＜令和7年度 北海道・東北ブロック多文化共生地域会議＞

多文化共生は地域力で実現  
-自治体職員の「意識」が未来を変える-

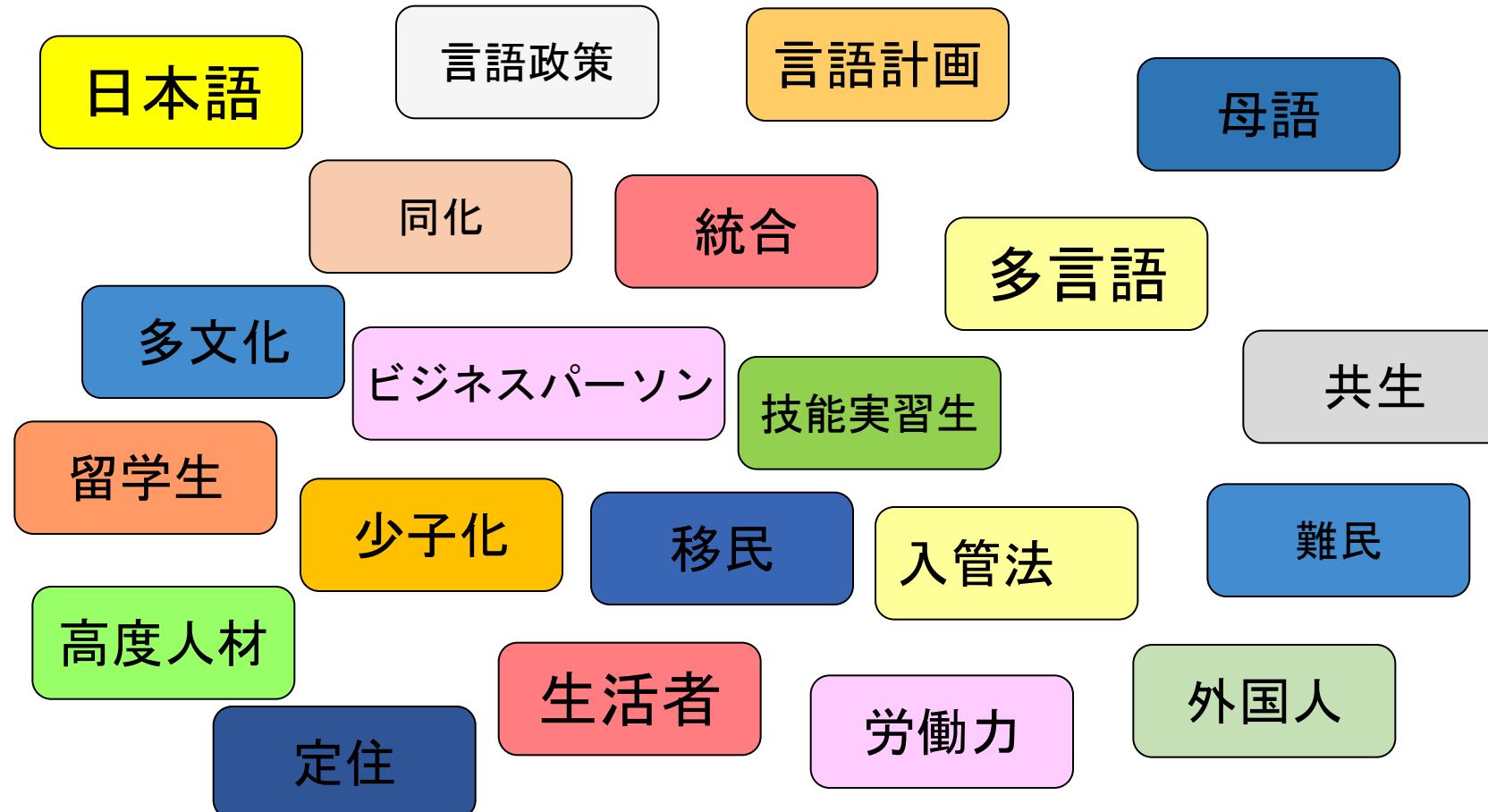


伊東祐郎  
(国際教養大学専門職大学院)  
2025.7.17

# 本日のアウトライン

1. グローバル社会で何が起こっているか
2. 日本の多文化共生政策の現状と課題
3. 地域日本語教育の役割と機能
4. 諸課題解決のための  
　　国、地方自治体、地域住民の取り組み

# 日本の外国人受入の現状

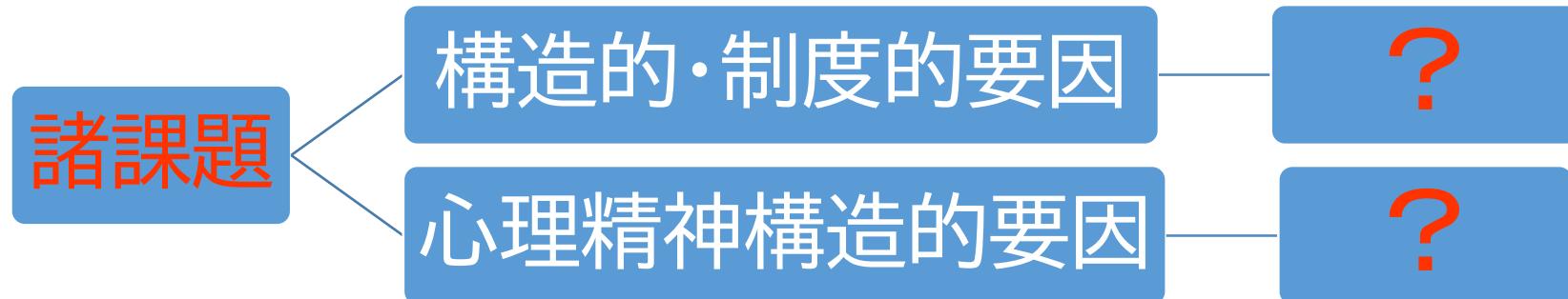


# グローバル社会で何が起こっているのか

- ①居住外国人が急激に増加
- ②外国人が労働力となるだけでなく、生活者として存在
- ③定住する外国人を社会の構成員として受け入れる必要性の高まり
- ④具体的には、生活・労働・教育・福祉等に係わる支援の施策が急務

# 外国人政策における課題

- ・日本流？外国人政策



# 構造的・制度的要因

- ・地域に住む定住外国人:文化庁、自治体、総務省
- ・学齢期外国人児童・生徒と大学の一般留学生:文部科学省
- ・外国人技能実習生:経済産業省
- ・海外の日本語学習者:外務省
- ・日系南米人の再雇用対策としての日本語教育:厚生労働省、自治体
- ・経済連携協定(EPA)で来日した看護師・介護福祉士候補者に対する日本語教育:経済産業省、外務省、厚生労働省

# 異文化接觸→心理精神構造的要因

日本人住民	外国人住民
母文化規範・個人規範 × 戸惑い・葛藤・驚き	母文化規範・個人規範 × 戸惑い・葛藤・驚き
異文化・多文化理解 ▽ 調整行動／同化行動	日本文化・多文化理解 ▽ 調整行動／同化行動

# 多文化共生社会の実情

- ・1990年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)の改正により、「定住者」資格を持つニューカマー外国人が増加
- ・外国人住民にかかる課題や問題が顕在化
- ・国(法務省)⇒外国人の在留資格に関する審査や許可を担当
- ・国⇒住民として暮らす生活上の問題に対する施策は自治体に委ねる
- ・自治体⇒外国人にかんする問題を「国際」部署に設けるか、「相談」部署に設置。しかし、担当職員の異動やノウハウの蓄積なし<対処療法>
- ・自治体⇒行政の縦割りによって解決のための情報共有や連携の場なし

# 多文化共生政策の現状と課題(1)

## (1) 国の外国人受入政策との関係

- ・1952年:「外国人登録法」によって外国人登録証明書が発行される
- ・その事務は、当該外国人が住所を有する市町村に移管された
- ・自治体は、この事務を通して住民としての外国人を把握することになるが、住民基本台帳との関係はなく、**住民サービスを提供しなければならない対象としての認識は限定的**

# 多文化共生政策の現状と課題(2)

## (1) 国の外国人受入政策との関係

- 1990年:入管法改正により「定住者」資格を新設。日系人を中心  
に中南米からの来日が急増
  - 製造業が盛んな地域では、労働者本人に加え、家族の呼び寄せに  
による教育・福祉・言語など生活課題が顕在化
  - 2001年:「外国人集住都市会議」発足。自治体から国への継続的  
な要望・提言が行われている
- 
- ▶ 国の政策により外国人が「住民」となり、対応は自治体の責任と  
して求められる構造が生まれた。

# 多文化共生政策の現状と課題(3)

## (2)外国人住民を巡る問題

- ・自治体に住民として暮らす外国人はどのような問題を抱えているか。
- ・東京都・他が外国人住民に対して行った実態調査。

Q「不便・不満を感じていることや困っていることは何か」

- ①「ことば」の問題→医療・行政・日常会話におけるコミュニケーション
- ②「日本社会からの差別・偏見」
  - 学校や職場・地域で「からかい」「日本語発音への偏見」など
- ③「地域孤立感」→地域参加困難・近所づきあいができない・友人が少ない
- ④「物価・生活費が高い」→「医療費が高い」があり、経済的負担の実感あり
- ⑤「医療機関の案内不足や情報不足」→「どの病院行けばいいかわからない」

その他、ライフステージによって問題も多様化

# 多文化共生政策の現状と課題(4)

## (3)自治体の施策の実施状況

- ・外国人住民の問題に対応するために自治体はどのような施策を展開しているのだろうか
- ・総務省の「地域における多文化共生の推進に係わる指針・計画の策定状況」調査によると、
  - 2024年当時は、「指針・計画を策定している」と回答したのは、全国1,788ある自治体のうち995(56%)だった
  - 「策定していない」と回答してのは、793(44%)で、「今後作成の予定もない」と回答したのは、777(43%)だった

出展:「令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査」(令和7年3月19日掲載)

# 多文化共生政策の現状と課題(5)

## (3)自治体の施策の実施状況

<どのような施策>が<どのような体制>で実施されているのか

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング 10万人以上の人口

- ①専門の部署や担当を配置(5割強)
- ②各種文書・表示・案内の多言語化(44.7%)
- ③日本語の習得支援(43.7%)
- ④外国人・日本人の交流イベントの開催(42.6%)
- ⑤多文化・多言語理解・学習にかんする講座の設置(40.6%)
- ⑥多文化共生市民団体・NPOに対する支援(37.4%)

# 多文化共生政策の現状と課題(6)

## (3)自治体の施策の実施状況

施策が進まない主な要因(自由回答)

- ①計画等が策定されていない
- ②予算の欠如
- ③少数の外国人に対応するための資源配分の欠如
- ④外国人住民の生活の多様化と様々な問題課題の山積
- ⑤対応できる職員の育成がむずかしい
- ⑥職員の専門性の高い知識や経験不足
- ⑦情報を多言語化するうえでの人材の欠如

# 日本語教育の推進に関する法律①

## (3) 基本理念(第3条関係)

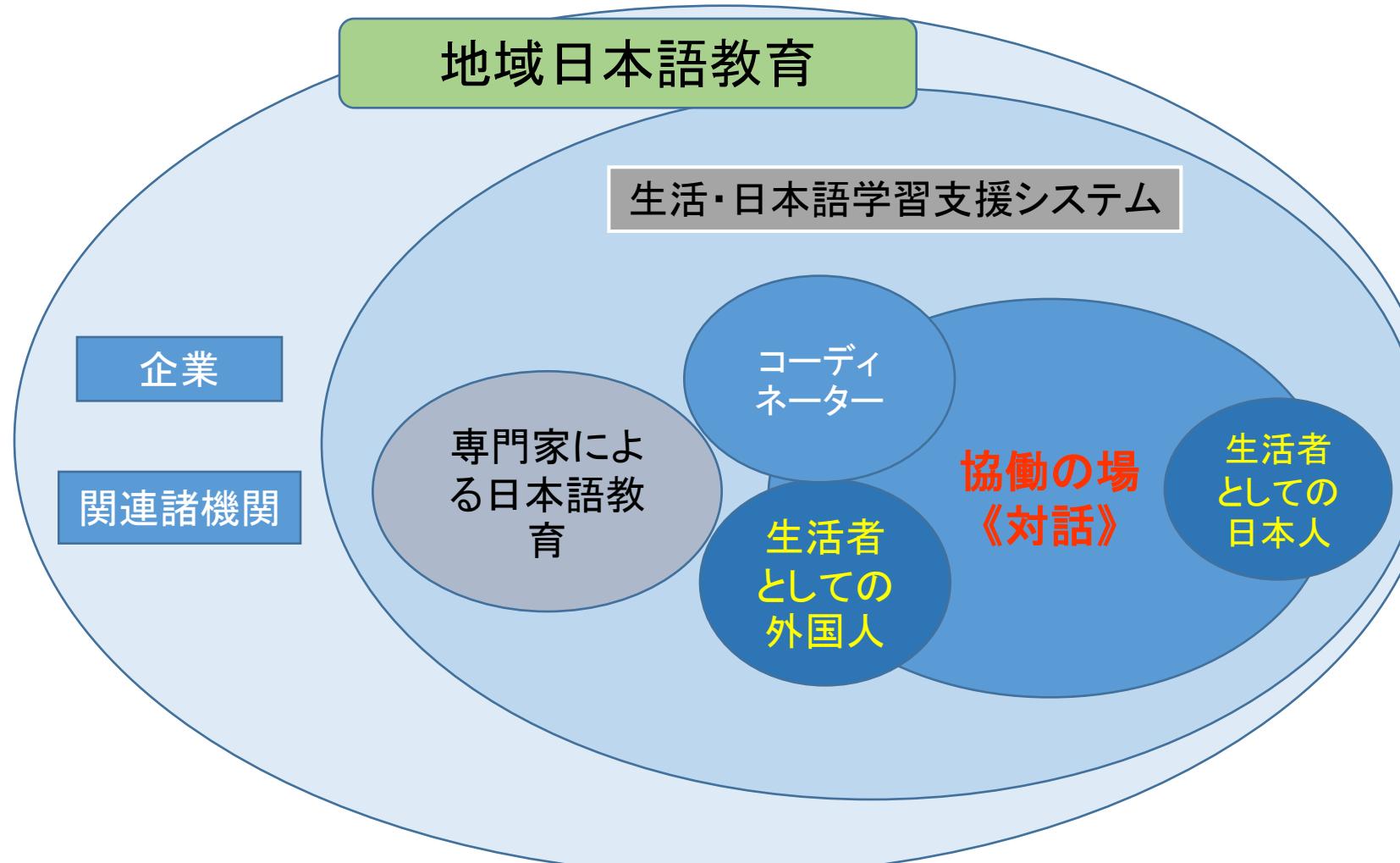
- ・日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならないこと

# 日本語教育の推進に関する法律②

## (5)地方公共団体の責務(第5条関係)

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に  
関し、**国との適切な役割分担**を踏まえて、その地方公共団体の  
地域の状況に応じた**施策を策定し、及び実施する責務**を有す  
ること

# 地域日本語教育システム



(参考:日本語教育学会編 2008)

# 地域における多文化共生推進プラン<sub>(令和2年度)</sub>

## (1) コミュニケーション支援

- ① 行政・生活情報の多言語化・相談体制の整備
- ② 日本語教育の推進
- ③ 生活オリエンテーションの実施

## (2) 生活支援

- ① 教育機会の確保
- ② 適正な労働環境の確保
- ③ 災害時の支援体制の整備
- ④ 医療・保健サービスの提供
- ⑤ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥ 住宅確保のための支援
- ⑦ 感染症流行時における対応

# 地域における多文化共生推進プラン<sub>(令和2年度)</sub>

## (3) 意識啓発と社会参画支援

- ① 多文化共生の意識啓発・醸成
- ② 外国人住民の社会参画支援

## (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ① 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ② 留学生の地域における就職支援

## (5) 多文化共生施策の推進体制の整備

- ① 地方公共団体の体制整備
- ② 地域における各主体との連携・協働

# 地域における日本語教育の実施体制について

## 【地域における日本語教育の実施体制の考え方について】

### 市町村

- 外国人のニーズ把握や住民の理解を得ることが重要
- 事業の予算化、指導者やコーディネーターの配置に努める
- 人材不足の原因等を整理→指導者育成等人材確保を行うことが必要
- 一方、日本語教室は外国人の地域社会との接点となり、コミュニティやセーフティネットの役割を担っている
- 地域の実情を勘案しながら大学や日本語教育機関、事業者、近隣地方公共団体が連携・協働して日本語教育を実施することが必要

# <異文化接触> = 多文化交流の最前線

日本人住民	外国人住民
多言語・多文化環境への適応 ▽ <b>価値観の共有</b>	日本文化環境への適応 ▽ <b>価値観の共有</b>
寛容性・柔軟性・多文化性の 醸成 ▽ <b>人間関係構築能力 =課題解決能力</b>	寛容性・柔軟性・多文化性の 醸成 ▽ <b>人間関係構築能力 =課題解決能力</b>

ご清聴ありがとうございました

